

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」(案)の概要について

■ 要旨

- 平成15年12月に策定した基本方針の見直しを検討するため、検討委員会を設置し、同委員会の提言をもとに新たな基本方針の素案を作成しました。
- この素案について9月中旬からの約1か月間、市民意見募集を行い、多くの市民の皆様から貴重なご意見をいただきました。
- そのご意見を踏まえ、教育委員会で新たな基本方針を策定し、平成23年4月より運用を開始する予定です。

■ 市民意見募集実施結果について

1 実施概要

- (1) 実施期間 平成22年9月14日(火)～10月15日(金)
- (2) 募集方法 各区役所広報相談係、教育委員会ホームページ等を通じて、素案冊子を配布。(冊子配布部数：約1,300部) 郵送、FAX、Eメールにより提出。

2 実施結果

- (1) 意見提出状況 投稿数 73件 意見数 227件

(2) 主な意見と意見への対応状況

主な意見と意見への対応	意見数
①素案の内容と同趣旨、またはいただいたご意見を新たな基本方針に反映したもの 【主な意見】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティや小中一貫教育に配慮した学区設定をしてほしい。 ・素案では小規模校の問題点ばかり述べられているが、小規模校の良い点も記載すべき。 <基本方針への反映> <ul style="list-style-type: none"> ・通学区域設定の際に地域コミュニティを考慮することを明確に記載。 ・小規模校のメリットについても新たに記載。 	53件
②新たな基本方針策定後、具体的な事業や取組を進めるうえでの参考とするもの 【主な意見】 <ul style="list-style-type: none"> ・近くに学校があるのに遠い学校が指定校になっている。学区外の学校への就学を可能にしてほしい。 ・通学区域制度にしばられることなく、自由に本人の意思で学校を選べると良いと思う。 ・現在の地域に根ざした学校づくりを続けるべきで、学校選択制には反対。 ・新しい中学校を設立してほしい。 	128件
③基本方針の内容に対する意見ではないもの 【主な意見】 <ul style="list-style-type: none"> ・教室にエアコンを設置してほしい。 	43件
④質問、問合せ等	3件
合 計	227件

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」(案)

第1章 現状

児童・生徒数は今後減少傾向



小学校の小規模校の数も増加

30校

平成22年度

56校

平成28年度

【平成22年度義務教育人口推計】

第2章 課題

- 1 通学区域制度
 - ・児童・生徒数の減少、小中一貫教育、学校施設の状況等、制度を取り巻く環境の変化。
 - ・再編統合の際、通学区域が適正な通学距離を超えてしまうなどのケースが発生。
 - ・通学区域の弾力化に関する諸制度の周知方法の工夫、また、学校選択制について、課題解決のための具体的方策の検討が必要。
- 2 学校規模
 - ・分離新設によらない適正規模化方策が必要。
 - ・小規模校を解消することが困難な地域が増加。
- 3 学校施設に関する新たな課題
 - ・学校施設の老朽化の進行や施設整備費の減少。

第3章 新たな通学区域制度及び学校規模の適正化方策

※【 】は平成15年策定の基本方針との比較。

通学区域制度

<基本的な考え方>

- 住所によって就学すべき学校を指定する通学区域制度を基本。【継続】
- 「学校規模」、「通学時間・通学距離」、「通学安全」、「地域コミュニティとの関係」に加え、「小中一貫教育」を考慮した通学区域の設定。【拡充】

<通学区域の適正化及び弾力化方策>

- 通学区域の調整等で適正化を推進。必要に応じ通学環境改善・支援策を検討。【拡充】
- 指定校以外の学校に行くことができる通学区域の弾力化を推進。【継続】
- 学校選択制は保護者や地域、学校関係者などからの意見やニーズを把握して引き続き検討。【新規】

学校規模の適正化

<小規模校対策>

小規模校の学校の統合の対象地域として、「小規模校の学校が複数近接する地域」以外に対象範囲を拡大。【拡充】

《新たに統合の対象となる地域》

- ①小規模校（準小規模校を含む）と適正規模校が近接する地域
- ②小・中学校が小規模校で近接し、施設共用等により小中併設ができる地域 等

《統合の方法》

既存の学校施設を活用する統合を基本とし、施設規模が不足する場合は、施設拡充による対応も検討する。新設校の建設は行わないこととするが、既存の学校の建替時期も考慮する。

<大規模・過大規模校対策>

31学級以上の過大規模の状態が見込まれる場合などは、分離新設等だけでなく、通学区域の調整等による適正化方策を推進。【拡充】

また、指定校以外の学校への就学を認める取組など、新たな適正化方策を検討。【新規】

なお、分離新設を検討する場合、分離新設するための予定地の確保状況等も考慮。【新規】

<学校施設に関する新たな課題に対する方策>

小規模校だけでなく、校舎の経過年数を踏まえ、建替を考慮した統合を推進するなど、施設整備にかかる費用軽減も検討。【新規】